

清掃業務処理要領

清掃業務の処理については、委託契約書の定めによるほか、この清掃業務処理要領の定めによる。

1 基本事項

- (1) 清掃業務の処理については、良好な環境衛生の維持等に十分配慮するとともに、委託者の業務に支障のないよう実施すること。
- (2) 清掃業務の処理にあたっては、この要領に示す業務の処理に必要となる適正な数の作業員を配置すること。また、作業員の厳選はもとより、日常の訓練にも十分留意して業務を行うこと。
- (3) 作業員には常に清潔かつ端正な服装をさせるとともに、来庁者及び職員に接する場合の言動について十分留意するよう指導監督すること。
- (4) 使用する資機材は、使用場所に最適な、かつ品質良好なものを使用することとし、取扱いには十分注意し、委託者の施設、備品等を損傷させないこと。
- (5) 清掃作業の実施により移動した椅子、その他の備品等は必ずもとの位置に戻しておくこと。
- (6) 火気には十分注意し、発火性又は引火性の危険物は絶対に使用しないこと。
- (7) 用水及び電力の使用については必要最小限にとどめ、照明は作業終了後直ちに消灯すること。
- (8) その他細部の事項については、委託者と協議して定めるものとする。

2 費用の負担

清掃業務の処理に要する資材（洗浄用洗剤、ワックス、タオル等）、機材（真空掃除機、箒等）、衛生消耗品（トイレトペーパー）は、一切受託者の負担とする。

ただし、水道及び電力にかかる費用は委託者の負担とする（衛生消耗品年間見込使用量別紙のとおり）。

3 作業範囲

別紙1「清掃作業実施表」、別添面積表及び別添図面に示す場所を清掃作業対象とする。

4 作業内容

(1) 日常清掃

「清掃作業実施表（日常清掃）」に示す作業を「清掃作業仕様書」により行うものとする。

なお、清掃作業実施表に定めのない作業であっても、軽微な作業で委託者が美観上又は建物の清掃管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

(2) 定期清掃

「清掃作業実施表（定期清掃）」に示す作業を「清掃作業仕様書」により行うものとする。

5 作業実施時期及び時間

(1) 日常清掃

ア 日常清掃は、土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日を除いた勤務日（以下「開庁日」という。）に行うこと。

イ 作業の実施時間は、原則として午前8時45分から午後5時30分までの間とする。

ウ 「4 作業内容 (1)」に定める委託者が必要と認める作業に対応するため、作業員の勤務シフトに配慮するものとする。

エ 建物外部の構内敷地（玄関周り、庁舎周り及び屋上）の清掃期間は4月15日から11月15日までとする。

(2) 定期清掃

ア 年2回の床清掃作業を行うものについては、開庁日以外の日に行うこと。

イ 定期清掃を実施するときは、あらかじめ業務担当員と清掃作業箇所、時間等を協議したうえ、別紙2「清掃作業予定表」を委託者に提出すること。

ウ 作業時間は原則として午前9時から午後5時までとする。

6 報告等

(1) 清掃作業結果は、別紙3「清掃作業日誌」に記載し、業務担当員の確認を受けること。

また、各月の業務終了後、別紙4「清掃業務報告書」及び別紙5「衛生消耗品使用実績報告書」を作成し、速やかに委託者に報告するものとする。

(2) 作業実施中に施設及び備品等の破損箇所を発見したときは、直ちに委託者又は業務担当員に報告すること。

7 その他

(1) 作業実施にあたり、施設、備品等に故意又は過失により損害を与えたときは、受託者の責任において原状回復するものとする。

(2) この要領に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

(別紙)

【衛生消耗品年間見込使用量】

名称	規格	数量
トイレトペーパー	古紙のもの 108mm×65m巻 1個換算	700

清掃作業仕様書

1 日常清掃

(1) 床清掃

弾性床・硬質床・繊維床

自在箒及びダストモップで丁寧に掃き、または真空掃除機で吸塵し埃を取り除く。また、床の汚れや水滴などが付着した部分を水又は中性洗剤を用いて拭き取る。

(2) 床以外清掃

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| ア フロアマット | 真空掃除機で吸塵する。 |
| イ 什器(テーブル・椅子等) | タオルを用いて水又は適正洗剤で汚れを拭きとる。 |
| ウ ごみ箱 | ごみを分別回収し、容器の汚れを拭きとる。 |
| エ 扉ガラス・把手 | タオルを用いて水拭き又は乾拭きし、汚れをとる。 |
| オ 金属部分 | タオルを用いて水拭き又は乾拭きし、汚れをとる。 |
| カ 階段の手摺・滑止め | タオルを用いて水又は適正洗剤で汚れを拭きとる。 |
| キ 便所扉・へだて | タオルを用いて水又は適正洗剤で拭きあげる。 |
| ク 洗面台、水栓 | スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうねタオルで拭く。 |
| ケ 鏡 | 乾拭きし、汚れが著しい場合は適正洗剤で汚れをとる。 |
| コ 衛生陶器 | 適正洗剤で洗浄し、同時に金属類も拭きあげる。 |
| サ 衛生消耗品 | トイレットペーパーを常時補充する。 |
| シ 汚物容器 | 内容物を収集し、容器は洗浄して元の場所に戻しておくこと。 |
| ス 厨芥容器 | 茶殻等の厨芥を収集し、容器が汚れている場合は中性洗剤で洗浄する。 |
| セ 流し台 | スポンジたわしを用いて中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。 |

(3) ごみ収集

収集したごみ及び事務室等から搬出されたごみを集積所まで運搬し、種別毎に分別する。

(4) 建物外部

- | | |
|--------|--------------------------|
| ア 玄関周り | 箒で掃き、汚れの目立つ部分をモップで水拭きする。 |
| イ 構内敷地 | 巡回して粗ごみを拾う。(落ち葉拾いを含む) |

2 定期清掃

床清掃

(1) 弾性床

- | |
|--|
| ア 椅子等軽微な什器の移動を行った後、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等を適正に養生し、床面の除塵を丁寧に行う。 |
| イ 床に付着している汚れを適正に希釈した表面用洗剤を用いてポリッシャー等により洗浄し水拭きを行って汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 |
| ウ 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥させた後、椅子等什器を元の位置に戻す。 |

(2) 弾性床の剥離清掃

- | |
|---|
| ア 椅子等軽微な什器の移動を行った後、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等を適正に養生し、床面の除塵を丁寧に行う。 |
| イ 剥離用パッドを装着したポリッシャーを用いて樹脂床維持剤の剥離作業を行い、剥離状況を点検し、不十分な箇所については再度剥離作業を行った後、床材表面を中和するため、磨き機で水洗いを行う。 |
| ウ 吸水用真空掃除機等で汚水を除去し、水拭きを行って汚水や剥離剤を完全に除去して十分に乾燥させる。 |
| エ 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥させた後、重ね塗りを2回行う。 |
| オ 十分に乾燥させた後、椅子等什器を元の位置に戻す。 |

(3) 硬質床

丁寧に埃を取り除き、床に付着している汚れを適正洗剤、または、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いて、タオルまたはポリッシャー等により洗浄し、水拭きを行って汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。